

# 八千代市中小企業資金融資制度のご案内

令和 8 年 4 月 1 日現在

## 1. 八千代市中小企業資金融資制度

この制度は、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」と記載します。）の信用保証により、市内の中小企業者が経営上必要とする資金の調達を円滑にし、商工業の振興育成を図るために設けられたものです。

## 2. 制度を利用できる中小企業とは

保証協会の保証対象業種を営み、資本金（出資金）または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当する方が対象となります。（個人事業主の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります）

**※保証協会で定められた基準と同一となります。**

業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員数
製造業等	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
医 業	—	300 人以下（個人は 100 人以下）

次の業種については、対象となる企業規模が異なります。

業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用 タイヤおよびチューブ製 造業ならびに工業用ベル ト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	20 人以下

（注 1） 製造業等の「等」とは、建設業，不動産業，運送業，倉庫業，出版業，保険媒介代理業，自動車整備業等をいいます。

（注 2） 飲食店は、小売業に含まれます。

（注 3） 常時使用する従業員数には、個人事業主，法人の役員，臨時従業員及び個人事業主と同一生計の三親等内の親族は含まれません。

（注 4） 組合は、当該組合が保証対象業種を営んでいるか、またはその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営んでいれば、原則として企業規模にかかわらず保証の対象となります。

### 3. 申し込みにおける資格要件

- ◇ 市内に事業所を有する中小企業者。
- ◇ 法人の場合は法人登記（本店又は支店）、個人の場合は住民登録が八千代市にされていること。
- ◇ 法人市民税を申告されている法人又は市県民税の申告のある個人の方。
- ◇ 市内で1年以上継続して事業を営み、市区町村税を滞納していない方。
- ◇ 連帯保証人が必要となる場合に連帯保証人を付すことのできる方。（原則として、法人の申し込みの場合は代表者のみ、個人の申し込みの場合は必要ありません。）
- ◇ 保証協会の保証対象事業を営んでいる方。許認可が必要な業種は許認可証又は宣誓書が必要です。

#### ※小口事業資金をご利用の場合

上記の要件を満たす方で、かつ、次の要件を満たす方。

- ◆ 常時使用する従業員数が20人以下
- ◆ 商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）を主たる事業とする場合は常時使用する従業員数が5人以下

※保証協会の「小口零細企業保証枠」を利用できる基準と同一です。

### 4. 連帯保証人・担保の要件

- ◇ 連帯保証人を付した場合は市区町村税に滞納がない方。
- ◇ 担保は原則として必要ありませんが、金融機関・保証協会の求めに応じて不動産・有価証券等の提供が必要になることがあります。

### 5. 対象とならない資金

- ◇ 住宅、生活、投機等の事業以外の資金
- ◇ 使用場所が八千代市外の資金（市外の不動産の取得や修繕に使用する等）
- ◇ 借換資金（他の借入の返済に使用すること）
- ◇ 購入済または施工済の設備用資金  
※着手済の場合は商工観光課へご相談ください。
- ◇ 事業用であることが客観的に明らかでない車両購入資金  
※車両購入に係る設備資金の申し込みは、
  - ① 事業用自動車（自動車検査証に事業用と登録されるもの。タクシー等の営業車ナンバー、1及び4ナンバーの貨物車両登録をするもの等）
  - ② 上記①以外の場合、客観的に見て明らかに事業専用車両として判断できるものに限ります。※詳細は商工観光課へご確認ください。

### 6. 申し込み時の提出書類

申込書類チェック表を参照し、必要書類を全て揃えて提出してください。

※申込書類チェック表に【原本】と記載されているものについては原本のご提出となります。それ以外の書類は写しでも構いません。

※ご提出後、審査の上、商工観光課から保証協会に信用保証委託申込みを行います。

※内容等により必要書類が追加される場合があります。

## 7. 申し込み時の注意

金融機関担当者が来庁し提出してください（配送による提出は受領いたしかねます）。また、提出の際は、事前に来庁日時の電話予約を行ってください。

- ◇ 申込書類に押印する印鑑は実印を使用してください。  
※印鑑証明書を添付していただきます。
- ◇ 黒インクか黒ボールペンを使い、正確に記入してください。
- ◇ 提出する書類は、有効期間内かつ最新の内容が記載されているものをご用意ください。有効期限が明記されていないものについては、特に指定がない場合、原則として発行日から6カ月以内のものをご用意ください。  
※取扱期間の個別指定については、申込書類チェック表でご確認ください。
- ◇ 滞納等に係る市税納税証明書は、申し込みの直前に取得してください。  
なお、備考欄に「但し、上記以外の市税についても滞納額はない」と記載された市（県）民税納税証明書で代用することも可能です。  
いずれの場合も、取得日以降に納期が到来している場合、再取得等の対応をしていただくことがありますのでご了承ください。
- ◇ 見積書は宛名・発行日・有効期限等が明記されているものをご用意ください。

## 8. 資金種別

事業資金、小口事業資金、環境経営応援資金、経営安定化資金、福利厚生施設整備資金、新規大型店対策資金、創業者継続応援資金の資金種別があります。なお、資金種別毎の詳細は別表のとおりです。

※複数の資金種別を同時利用することもできますが、1事業者当たり8,000万円までが上限となります。

（小口事業資金、経営安定化資金を除く。）

※金融機関毎に設定された融資可能枠があります。詳細は各取扱金融機関へお問い合わせください。

## 9. 融資利率（令和8年度融資決定分適用）

※融資実行が翌年度以降になったとしても、本年度に決定した分は以下の利率が適用されます。

融 資 期 間	融 資 利 率
1年以内	2.4%
1年超3年以内	2.6%
3年超5年以内	2.7%
5年超	2.95%

## 10. 利子補給

八千代市中小企業資金融資制度を利用して融資を受けた事業者の金利負担を軽減するため、その借入利息の一部に対して助成を行なっています。

利子補給金は毎年1月から12月までの支払利息について計算し、原則として翌年3月下旬に一括で振り込ませていただきます。

利子補給率（ただし、融資利率を超えない）

資 金 名	利子補給率	資 金 名	利子補給率
事 業 資 金 ( 運 転 )	1. 6 0 %	経 営 安 定 化 資 金	2. 3 0 %
事 業 資 金 ( 設 備 )	1. 8 0 %	福 利 厚 生 施 設 整 備 資 金	1. 8 0 %
小 口 事 業 資 金 ( 運 転 )	1. 6 0 %	新 規 大 型 店 対 策 資 金	1. 8 0 %
小 口 事 業 資 金 ( 設 備 )	1. 8 0 %	創 業 者 継 続 応 援 資 金 ( 運 転 )	1. 7 0 %
環 境 経 営 応 援 資 金 ( 運 転 )	1. 6 0 %	創 業 者 継 続 応 援 資 金 ( 設 備 )	1. 9 0 %
環 境 経 営 応 援 資 金 ( 設 備 )	1. 8 0 %		

## 11. 利子補給の停止要件

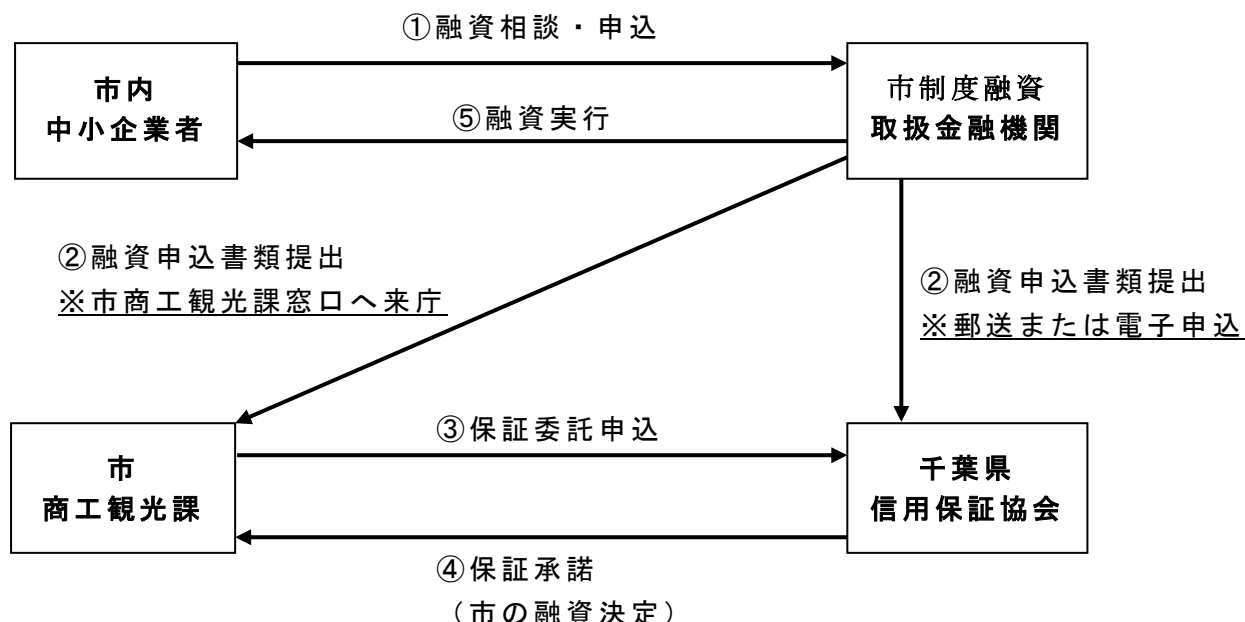
下記の項目に該当した場合、その事由が発生した時点で利子補給の計算が停止されます。

- ◇ 市外に移転（転出）した場合  
※市融資制度の残債は速やかに一括返済していただきます。
- ◇ 条件緩和・延滞等の返済条件の変更をした場合
- ◇ 虚偽その他不正の手段により融資を受けた場合  
※市融資制度の残債は速やかに一括返済していただきます。

利子補給の停止要件に該当したにもかかわらず、その旨を報告せずに利子の補給を受けた場合、その差額等は速やかに返還していただきます。

## 12. 申し込みから融資まで

八千代市中小企業資金融資制度をご利用の際は、まず取扱金融機関にご相談の上、申込書類を提出していただきます。その後、取扱金融機関を通じて商工観光課に申込書類を提出し、同時に千葉県信用保証協会へ申込書類を提出していただきます。市の審査を通過し、協会の保証承諾をもって市の融資決定となり、金融機関との契約後に融資金が振り込まれます。



### ① 融資相談・申込

取扱金融機関で市制度融資の利用相談・申込を行います。  
必要書類を金融機関担当者が確認・取りまとめを行います。

### ② 融資申込書類提出

金融機関担当者が書類一式を商工観光課へご持参いただきます。千葉県信用保証協会への申込は、郵送または電子申込となります。

【商工観光課へ申込する際】

※前日までに電話予約を行ってください。

必要書類が全て揃った時点で申込受付となります。

申込に期限はありませんが、申込から融資実行までには時間を要します。

### ③ 保証委託申込

市の審査を通過した後、市から保証協会へ保証委託の申込を行います。

### ④ 保証承諾

保証協会の保証承諾の決定により、市制度融資の可否決定となります。

### ⑤ 融資実行

保証協会及び市の決定により、融資が実行されます。

### 13. 取扱金融機関一覧

金融機関名	支店名	金融機関名	支店名
みずほ銀行	勝田台支店	千葉興業銀行	八千代支店
	八千代支店		新八千代支店
	八千代緑が丘支店		勝田台支店
三井住友銀行	八千代支店	京葉銀行	八千代中央支店
千葉銀行	大和田支店		実籾支店（大久保支店）
	勝田台支店		八千代緑が丘支店
	八千代支店	千葉信用金庫	大和田支店
	八千代緑が丘支店	東京東信用金庫	八千代支店
	新八千代支店		

事業性融資の相談・申込については、専用相談窓口が開設されている等、金融機関により取扱が異なります。事前にご確認ください。

### 14. 融資期間中の諸注意

#### 【事業者様へ】

融資返済・利子補給期間中に、所在地移転・代表者の変更等、申し込み時の届出内容に変更が生じた場合は、早急に取扱金融機関及び市商工観光課までご連絡をお願いいたします。

#### 【金融機関担当者様へ】

取扱金融機関は、融資の管理及び利子補給の代理申請のため、元金完済から1年が経過するまでは、最低でも年に1度は事業者に対し上記内容の現状確認を行い、市へ報告していただきます。

中小企業資金融資制度に関するお問い合わせ  
◆八千代市役所商工観光課 TEL 047-421-6761

## 資金種別別表

	資金名	資金の用途	融資限度額	融資期間	保証制度	返済方法
1	事業資金	原材料・商品仕入及び手形・買掛金の決済等に要する運転資金又は店舗・工場等の新增築・改装及び機械の導入その他各種設備の購入等に要する設備資金	運転 2,000 万円 設備 3,000 万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	普通保証	返済：元金均等分割 据置：設備資金のみ 利用可能 (1 年以内)
2	小口事業資金	小規模事業者〔従業員 20 人以下(商業・サービス業は宿泊業，娯楽業を除き 5 人以下)〕で経営上必要とする運転及び設備資金	運転・設備併せて 1,250 万円 ※既存の保証協会の保証付融資残高との合計が上記範囲内	運転 5 年以内 設備 7 年以内	小口零細企業保証	
3	環境経営応援資金	ISO14001 もしくはエコアクション 21 を取得している又は再生可能エネルギー関連の設備投資を過去 1 年以内に行った中小企業者が，経営上必要とする運転又は設備資金	運転 2,000 万円 設備 3,000 万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	普通保証	
4	経営安定化資金	売掛金・債権等の回収が困難で，経営に支障を生じている場合で，経営安定化に必要な <u>運転資金</u> (セーフティネット保証 1 号認定者対象)	500 万円	5 年以内	経営安定関連保証	返済：元金均等分割 据置：なし

5	福利厚生施設 整備資金	従業員のための福利厚生施設の建設・増 築・改装及びこれに伴う備品等の購入の ために必要とする <u>設備資金</u>	1,500万円	7年以内	普通保証	返済：元金均等分割 据置：利用可能 (1年以内)
6	新規大型店 対策資金	大型店の進出により影響を受ける中小 小売業者が、その対応策に要する運転及 び設備資金(大規模小売店舗立地法届出 の大型店対策資金が対象)	運転 800万円 設備 1,500万円	運転 5年以内 設備 7年以内	普通保証	返済：元金均等分割 据置：設備資金のみ 利用可能 (1年以内)
7	創業者継続 応援資金	創業後1年以上5年未満の中小企業者 が経営上必要とする運転資金及び設備 資金	運転・設備併せ て 1,000万円 ※特定創業支援 事業を修了し、 市町村からの証 明を受けた場合 は、合計額が 1,500万円以内	運転 5年以内 設備 7年以内	創業関連 保証	返済：元金均等分割 据置：設備資金のみ 利用可能 (1年以内)